

令和8年度千葉県認可外保育施設質の確保・向上のための研修事業

企画提案実施要領

1 趣旨・目的

認可外保育施設については、認可保育施設に比べ重大事故が多いとされていることや、認可保育施設と違い必ずしも保育従事者が有資格者ではないことなどから、保育の質の確保が大きな課題とされています。

このため、県内の認可外保育施設が質の確保に資する各基準を遵守・留意するとともに、認可外保育施設における事故防止のための安全性を確保するため、認可外保育施設に携わる職員に対して必要な知識・技術の修得、向上を図る研修を実施します。

事業の実施にあたり、保育のノウハウを有する事業者に委託するため、広く企画提案を募集します。

2 参加方法

企画提案に参加する者は、本要領及び別に定める「令和8年度千葉県認可外保育施設質の確保・向上のための研修事業業務委託企画提案募集要項」に基づき、参加手続を執るものとします。なお、同募集要項は、千葉県健康福祉部子育て支援課において配布するほか、千葉県ホームページからもダウンロードを可能にします。

3 選定方法

応募者から提出された企画提案書等の内容について、選定委員会において応募者によるプレゼンテーション及びヒアリングを行い、企画提案書等と合わせて総合的に判断し、最も優れた企画提案をした応募者を受託候補者とします。

なお、審査は非公開で実施します。

4 選定基準

審査に当たっては、以下の観点から総合的に評価、選定するものとし、詳細については別途定めます。

- (1) 事業の的確さ、有効性
- (2) 事業の実現性
- (3) 専門性
- (4) 実績
- (5) 組織の安定性
- (6) 独自提案等の工夫

附 則

この要領は、令和8年1月27日から施行する。